



No.12/2018年7月23日

〒060-0909 札幌市東区北9条  
東1丁目北海道労働センター2F  
TEL. 011(711)7377  
FAX. 011(711)7388  
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

# 函館合同支部 各分会が賃上げ獲得

東洋実業分会では正規雇用労働者に特別昇給も

函館合同支部の各分会の春闘・夏季一時金闘争の状況は次のとおりです。春闘では金額は低いものの各分会とも賃上げを獲得したことは次年度につながるもので、夏季一時金については、トラック関係の職場で燃料の高騰を警戒して難航しています。

**東洋実業分会** は、春闘で継続雇用の労働者をふくめ 2,000 円の賃上げを引き出したほか、これまでベアがなかった正規雇用労働者 2 人について 1 万 4000 円の特別昇給をかちとて 7 月 18 日に妥結しました。この特別昇給は、ベアがなかったことによる問題点を追求した成果です。この日、夏季一時金についても前年同額（13 万円）で妥結しました。

**昭和運輸分会** は、年齢差別なしの賃上げ 2,000 円 + 運行手当 1,000 円増額で春闘を終結し、夏季一時金は 7 月 20 日に「前年 +4,500 円（116,975 円）」の回答が出されています。

**月寒運輸分会** は、賃上げ 1,500 円に 500 円の上積み要求で交渉を継続し、夏季一時金についても前年同額の回答（7 月 13 日）に上積みを求めて交渉を続けています。

**函館小型運送分会** は、1,500 円の賃上げと若年層の底上げ 3,000 円上積みで事実上終結し、夏季一時金については前年同額の要求で団交を申し入れています。

**青い鳥保育園分会** は賃上げ・一時金（年間協定）とも「公務員準拠」で終結しました。

# 北海道建設アスベスト訴訟 第2陣の原告本人尋問終わる

7 月 19 日、札幌地裁で「北海道建設アスベスト第2陣訴訟」の口頭弁論が開かれ、弁護団の意見陳述のあと、遺族原告 2 人に対する本人尋問がおこなわれました。この日で原告本人尋問は全員が終り、次回以降の期日として 10 月 25 日、12 月 13 日のあと来年 2 月 14 日が決まりました。

弁護団の佐藤敦弁護士が 3 月 14 日の東京高裁判決（首都圏建設アスベスト訴訟・東京ルート）で一人親方についての国の責任を認めたことは当然であると意見を述べ、長野順一弁護士が全国の建設アスベスト訴訟の経過と到達点、建材メーカーの責任についての最近の判決の概要を述べ、被告企業の責任についての争点をふまえた適切な訴訟指揮と判断を裁判所に求めました。

原告本人尋問で小野さんは、内装工だった夫の政昭さんがその後働いたタクシーカーでの健康診断で肺がんがみつかり、その後急速に悪化しておととし 12 月に亡くなったことを述べ、「メーカーや国がアスベストの危険性をもっと早く教えてくれていたら」と述べました。阿部さんは、建設現場でガラスの取り付け工事をしていた夫の誠さんを中皮腫で奪われました。涙をこらえながら苦しい闘病生活をふりかえり「夫は『くやしい、何でおれが』と言っていた。メーカーも国も危険なことをわかっていてアスベスト製品を作り売っていたのは許せない。夫を返してほしい」と訴えました。

この日は、口頭弁論に先立って弁護団と原告団の協議会がもたれ、弁護団から全国の訴訟の状況などが報告されました。8 月と 9 月に大阪高裁の判決（京都訴訟・大阪訴訟）が予定されていること、北海道の訴訟は第 1 陣・第 2 陣とも年度内に結審して来年中にも判決が出されるだろうという見通しが示されました。